

ストップ！過労死全国ニュース

第 17 号 2025 年 2 月 1 日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<https://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-17

ICN ビル 2 階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満 4-4-18

梅ヶ枝中央ビル 7 階 いわき総合法律事務所内

TEL：06-6364-3300 FAX：06-6364-3366

【巻頭挨拶】 前進・停滞・後退

過労死防止等対策推進全国センター
過労死弁護士全国連絡会議

代表幹事
代表幹事 川人 博

新年早々、ひとつ良いニュースが入ってきた。1 月 14 日の宝塚歌劇団に関する阪急阪神グループの記者会見である。

2023 年 9 月宝塚歌劇団員が死亡したのは、阪急阪神グループの営利至上主義と劇団内部の古くからの縦の支配による人権侵害が原因であり、劇団の光の陰で発生した痛ましい犠牲であった（2024 年 1 月当センターニュース巻頭言参照）。遺族側は、阪急・劇団側と粘り強い交渉を続け、2024 年 3 月下旬に使用者側に責任を認めさせ、相当数の加害者個人からの謝罪を受け、貴重な合意書を締結するに至った。その合意書締結の精神にしたがって、阪急・劇団側が組織改革を進めようとして動き、この度、①あいまいな劇団の組織構造を抜本的に改め、劇団自体が法人格を取得し、その法的責任体制を明確にし、新役員には社外から多数の者が就任する方針となった。加えて、重要な前進として、②入団 6 年目以降の劇団生（被災者は、入団 7 年目の女性だった）について、従来から委託契約（フリーランス契約）の形態をとってきたことを抜本的に改め、入団 6 年目以降も、大部分の劇団生については入団 5 年目までと同様に、雇用契約の形態を継続することとなった。③さらに、従来労働時間として認めてこなかった「自主稽古」についても、労働時間として認めることを明確にした。



このような改革に至った原因は、痛ましい劇団員の死と遺族の訴え、これを支えた社会世論、関係団体や専門家の活動である。これらが阪急・劇団を動かしたといえる。いわゆるジャニーズ事件の発覚を契機にして、様々な芸術芸能分野で働く人々のいのちと健康を守る取り組みが行われ、政府の過労死白書などにおいても芸術芸能分野の詳しい調査分析が行われてきたことも背景にある。

もとより、改革案の発表によって、実際に劇団員の勤務条件が当然に改善されることが決まったわけではなく、今後とも社会的な監視を行い、劇団員の人権が保障され、真の意味で日本を代表する芸術団体として発展することを期待する次第である。

他方、過労死防止法が施行されてから 10 年が経過しても、我が国の職場全体を見た場合、ますます

過重労働・ハラスメントが広がっている業種・企業が相当数存在する。そして、「働き方改革」関連法の成立にもかかわらず、長時間労働の削減が一向に進まない職場が相当数存在し、過労・ストレスによる疾病・死亡事案の労災申請数は増加を続けている。労働行政による労働時間の過少認定の動きが強まり、特に「2024 年問題」の重要な職種であった医師の勤務条件に関しては、働いても「研鑽」とされ、労働とみなされず、宿直で働いても「監視・断続的」労働として労働時間にカウントされない理不尽な実態が拡大している。その中で、医師の過労死は後を絶たない。我々は、このような逆流する働き方改革を阻止し、労働時間の偽装を阻止し、一步一步、状況改善のために努力をしていきたいと思う。

前進することもあれば、停滞することもあれば、後退することもある。成果を確認しつつ、当センターは、今年も前を向いて進んでいきましょう。

目次

過労死等防止対策の推進について.....	4
厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長) 佐々木 菜々子	
2024 年 遺児交流会ご報告.....	5
全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ	
全国過労死を考える家族の会活動報告.....	6
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子	
名古屋過労死を考える家族の会の活動.....	7
名古屋過労死を考える家族の会 伊佐間 佳子	
東九州過労死を考える家族の会からの報告.....	8
東九州過労死を考える家族の会 代表 桐木 弘子	
過労死弁護団 2024 年活動報告.....	8
過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成	
過労死防止学会”第 10 回大会”報告.....	10
過労死防止学会 代表幹事 長井 偉訓	
■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム.....	12
【① 中央】過労死防止啓発シンポジウム 東京中央会場(11月6日)の報告.....	12
弁護士(東京) 玉木 一成	
【② 東京】過労死シンポ東京会場報告.....	13
弁護士(東京) 尾林 芳匡	
【③ 山梨】「過労死等防止対策推進シンポジウム」報告.....	13
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 理事長 佐藤 均	
【④ 鳥取】鳥取の啓発シンポ報告.....	14
弁護士(鳥取) 高橋 真一	
【⑤ 山口】山口会場の報告.....	14
弁護士(山口) 鈴木 朋絵	
【⑥ 愛媛】「物流の 2024 年問題」から働き方と消費者のあり方を考える.....	16
働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター 事務局次長 烏谷 律子	
■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業.....	19
【① 北海道】はじめての啓発授業.....	19
北海道過労死を考える家族の会 岡 秀子	
【② 東京】外国人留学生への啓発授業.....	20
東京過労死を考える家族の会 中江 奈津子	
【③ 東京・茨城】過労死防止啓発授業のご報告.....	20

弁護士（東京） 小野山 静	
【④ 神奈川】 過労死防止啓発授業を経験して	21
弁護士（横浜） 有野 優太	
【⑤ 神奈川】 啓発授業を通して.....	22
弁護士（神奈川） 山本 有紀	
【⑥ 山梨】 「(啓発授業) 働くことについて考える授業」の報告	22
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 事務局長 深澤 佳人	
【⑦ 兵庫】 啓発授業のご報告.....	23
兵庫過労死を考える家族の会 堀切 文音	
【⑧ 兵庫】 ここ数年の過労死等防止啓発授業の経験から・・・	24
弁護士（兵庫） 坂本 知可	
【⑨ 福岡】 過労死防止啓発授業のご報告	25
弁護士（福岡） 星野 圭	
編集後記.....	25

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 佐々木 菜々子



佐々木課長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より過労死等の防止に向けて、精力的にご活動されていることに、深く敬意を表します。

過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないというご遺族の方々の強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から 10 年の節目を迎えました。

2024 年の取組を 4 点ご紹介いたします。一つ目は「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直しです。過労死弁護団全国連絡会議や過労死を考える家族の会にご所属の方々にもご参画いただいている過労死等防止対策推進協議会において議論を重ねた上で、8 月に 3 回目の見直しを行いました。政府として、この新たな大綱に基づき、実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。

二つ目は、10 月に 9 回目の作成となる「令和 6 年版過労死等防止対策白書」を閣議決定し、国会に報告しました。白書では、新たな大綱のポイントや、大綱に定める重点業種・職種である医療分野および芸術・芸能分野に加え、調査研究の必要性が指摘されている DX 等先端技術担当者の調査・分析結果を掲載するとともに、皆様方の取組事例などをコラムとしてご紹介しております。白書を通じて、国民の皆様が過労死等防止のための対策の重要性に関する理解と関心を深められるよう、また企業をはじめ職場の関係者の取組が一層進められるよう、関係省庁や労使団体等と連携を図

りながら、周知・啓発等に取り組んでまいります。

三つ目は 11 月の「過労死等防止啓発月間」の取組です。キーフレーズとして、働くことで心身の健康を損ねることのない社会を全ての国民の皆様と共有するという思いを込めた「しごとより、いのち。」を用いたポスター等を全国の行政機関や労働者団体・使用者団体に送付し、掲示をお願いするとともに、各地の主要駅等や高速道路 SA・PA 等で掲示しました。また、全国 47 都道府県 48 会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、各地で工夫しながら講演などを行いました。過労死等を防止することの重要性について国民の皆様に関心や理解を深める重要な機会となるものと考えております。

四つ目は、皆様方と連携して、若い方が参加する事業を実施しました。過労死等防止を啓発するための中学、高等学校等への講師派遣については、文部科学省と連携し、都道府県教育委員会等を対象とした各教科等教育課程研究協議会における資料配布を行いました。既に予定を上回る申し込みがあり、実施後のアンケートでは、多くの学生・生徒等から「4 月から社会人として働くので過労死問題について話を聞けて良かったです」、「将来仕事に就くとき、無理をする前に友達や家族にすぐ相談しようと思いました」といった感想をいただいています。また、8 月 1 日から 3 日にかけて開催した「過労死遺児交流会」では、子ども向けプログラムとして、グループワーク、ラフティング体験、陶芸体験、ブルーベリー狩り、個別相談などを、保護者の皆様向けプログラムとして、グループトーク、帝京大学の杉本真理子先生による講演、グループディスカッション、個別相談などを実施いたしました。実施後のアンケートでは、「自分の辛い気持ちを、フタをせず我慢せず話せて、自然体でいられます」、「普段口に出せない思いを話せる貴重な場」などの感想をいただきました。この交流会や、別途開設しているオンライン相談室が、参加された子供たちや保護者の皆様にとって悩みや不安を和らげる機会となれば幸いです。

これらの事業は、来年度も継続して実施し、よ

り充実した取組となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

最後になります。過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。

ますとともに、今後とも皆様との連携を密にしながら、働くことで心身の健康を損ねることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めていく決意を申し上げ、私の挨拶といたします。

2024 年 遺児交流会ご報告

全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ

2024 年の遺児交流会は 8 月 1, 2 日に埼玉県秩父で開催されました。1 日の夜に行われたオープニングセレモニーでは、初参加の子どもは緊張した様子でしたが、何度も参加している子が自然に話しかけ、会話がはずみお風呂に向かう頃には一緒に走り回っていました。子どもたちが打ち解けるスピードが速いのもこの会の特徴です。共通の辛い体験が子どもたちを結び付けているのかもしれない。

翌日の午前、子どもたちは年齢によって二つのグループに分かれて活動を行いました。このプログラムはカウンセラーの先生が主導して、子どもたちの心をリラックスさせ、ストレスについて考えたり、ストレス発散の方法を学んだりします。親との死別によって辛い気持ちになっている状態であっても、ストレスを上手くコントロールして日常生活を送れるようにと考えられています。

保護者は、近所の人や親族にはなかなか理解してもらえない過労死特有の事情や心理状態、自分の心に抱えているものなど、胸の内を語り合いました。自分が話したいことだけを話し、聞く人も質問をしたりせず、自分と考え方が違って受け止める、という参加者の共通理解の中で安心して話ができる場となっています。

お昼は BBQ でしたが、子どもたちは自分で焼いて食べるだけではなく、他の人の分も作って配って歩いていました。今まではお世話をしてもらっただけの子ども達でしたが、今回は他の参加者のことも考えて行動をしており、成長した様子が見られました。午後は、子どもたちは「ラフティング」と「陶芸・ブルーベリー狩り」のコースに分かれてそれぞれ楽しい時間を過ごしました。ブルーベリー狩りは、甘い実を探した子どもがみんなに教えてあげる、ということがあり、この活動を通して仲間意識が生まれているようでした。ラフティングチームは、係の人の説明の時は、静かに聞く

ことが出来たようで、普段のにぎやかな様子を見ている大人から、「きちんと場をわきまえて行動ができています」と、感心されていました。



ラフティングの様子



陶芸の様子

その間に保護者は、絵本についての講演を聴きました。参加者の皆さんは、突然過労死遺族となり、一人で子どもを育てることになってしまいました。そして労災を認定してもらうために労基署に掛け合ったり会社側と交渉したりする中で、子どもを守り、自分を守り、生活を立て直していくために強くならなければ生きてこられなかった経験をしています。でも、ご自身が子どものころ楽しんだ絵本を通じて、気を張って生きている日ごろの固い心を少しときほぐし、子どもの頃の気持ちを思い出してリラックスできるように考えた取組みです。また、絵本を通じて、子どもとの関係を振り返ることもできます。今、大人の間でも絵本がブームになっています。絵本の中には子育てや生き方についていろいろなヒントがありますが、読み手がそれを受け取り、自分の感情も動かされることがあることを参加者は実感しました。

子ども達が帰ってきて、夕食とともにクロージングセレモニーがあり、子どもたちはそれぞれ感想を皆さんの前で発表し、楽しい体験を振り返っていました。夜はお楽しみのスイカ割りとは花火の時間です。一日一緒に過ごした子どもたちは大騒ぎをしながら最後の時間を楽しんでいました。

翌日、ロビーで解散する時に、「来年も来いよ」

とか、「一年後にまた会おうね」とか、「来年は一人でも参加するから」と再会を誓う子どもたちの姿が見られました。遺児交流会も回数を重ね、当初は小学生、中学生だった子供が成長して、それぞれの道を進む中で、それでもこの会に来たい、とボランティアでお手伝いに来てくれる大学生もいます。小さい子どもたちにとっても同じ体験をしたお兄さん、お姉さんたちがしっかり生きている姿を見ることはよい励みになります。今回、しばらくぶりに参加してくれた大学生から「自分

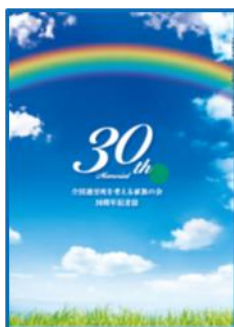
が父親を亡くした年齢と同じ年ごろの子に甘えてもらって、涙が出そうになった」と感想がありました。辛い体験をしてきた子どもたちが一緒に楽しい活動をする場を作ること、子どもの心に何かを残し、困難を乗り越え、前を向いて生きる力になって欲しいと願っています。子どもたちがこのような活動を行えるのも、皆様のご理解、ご協力のお陰です。今後とも子どもの健やかな成長のためにご協力よろしくお願い致します。

全国過労死を考える家族の会活動報告

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

1. 30 周年記念誌発行

全国家族の会は 1991 年 11 月に結成され、2021 年に 30 周年を迎えました。私たちはこの間、過労死を生み出す過酷な労働環境を訴え、被災者救済と過労死根絶をめざして様々な活動してきました。それら 30 年の足跡を記録しておきたいとの提案により、30 周年記念誌編集委員会を立ち上げました。早々に、同じ目的に向けて取り組む団体の皆様から御寄稿を賜り御礼を申し上げます。各地から貴重な活動記録や情報を得ることもできましたが、結成時の関係資料を探す苦労や年表などの確認および報道関係 10 社以上の掲載記事許諾手続きもあり、構想から完成まで約 3 年を要しました。皆様のご協力により 2024 年 11 月 1 日に発行することができました。



【記念誌・表紙】

【目次の紹介】

- ・刊行にあたって ……3
- ・関係団体等からのメッセージ ……9
- ・主な活動 ……19
- ・全国過労死を考える家族の会、各地の活動 ……73
- ・全国過労死を考える家族の会のあゆみ ……109
- ・編集を終えて ……116

2. 11 月恒例行事、第 37 回統一行動開催

2024 年 11 月 6, 7 日、全国家族の会統一行動を行いました。一日目午前の厚生労働省要請は、玉木弁護士、梶山弁護士、岡村弁護士を含む 18 名参加し、厚生労働省側は課長以下、補償課、監督課など 14 名に対応いただきました。地方公務員災害補償基金要請は、松丸弁護士、青柳弁護士、大辻弁護士を含む 11 名が参加し、基金側は次長以下、補償課など 3 名に対応いただきました。いずれも過労死弁護団全国連絡会議と全国家族の会の団体要請書と個別事案を渡し、各要請と認定状況などについて意見交換しました。厚労省の課長は、訴えを真摯に受け止めてくださり、未だ改善されたとはいえない状況で過労死防止に取り組む必要があることを各労働局へ伝えると述べられました。基金本部へ、基金のホームページに勤務時間の適正把握の啓発と被災者の訴えを掲載するよう要請しました。



厚生労働省要請の様子

終了後、厚生労働省前にて 30 分間宣伝行動を行いました。



宣伝行動の様子

午後からは、過労死等防止対策推進シンポジウム・東京中央会場に参加しました。今回、過労死防止法施行 10 年の特別企画で、開会前の 15 分間、ダ・カーポの賛助出演があり、マー君の「ぼくの夢」を生演奏で聴かせていただきました。シンポ

ジウムのプログラム前半の最後、過労死等の遺族から体験談が語られました。転勤後の仕事量などの変化により教員だった夫を亡くされた妻。海外赴任先で専門外の配置転換のアクシデントによる過重労働でご子を亡くされた母親。職場いじめパワハラを受けた奥さまを亡くされた夫。転勤後、仕事内容と仕事量の変化によりご子を亡くされた父親、4 名の遺族から、被災されたご本人の無念と大切な家族を亡くした苦しみは切々と語られました。

亡くなられた命を無駄にしないために過労死の教訓を防止策に生かすこと。体験した遺族の言葉は、会場の皆様に響いたと思います。

二日目午前、全国家族の会定期総会・交流会を行いました。議事は承認され、統一行動は終了しました。

名古屋過労死を考える家族の会の活動

名古屋過労死を考える家族の会 伊佐間 佳子

名古屋過労死を考える家族の会も 2025 年の 3 月で 36 年を迎えます。

仕事が原因で大事な家族を失い、辛く悲しみのどん底で苦しんでいた遺族の状況を見かねた弁護士が発起人となり、全国家族の会に先駆け結成されました。

家族の会は誰にも相談出来ず悩み苦しんでいた遺族の心の安定を図る場であり、「労災」という悲しい出来事に立ち向かう同志の分かち合いの場です。長い間会を継続してきて下さったおかげで、13 年前に娘を亡くし途方に暮れていた私も自分と同じ苦しみや悲しみを持つ方々と出会う事が出来ました。辛い裁判を乗り越えられたのも、会員の方々からの叱咤激励があったからだと思っています。

現在の家族会の活動は、会員の裁判支援・総会・シンポジウム・啓発授業への参加です。以前は裁判の傍聴・総会には会員の半数程度が出席して下さいましたが、数年前のコロナの影響や遺族の高齢化・会員が名古屋近辺在住ではない等の理由で、活動の殆どが決まった会員のみが参加するだけとなってしまっています。

そんな中での啓発授業は現在継続して下さっ

ている学校が 4 校あります。その中には 2 年連続でアジア系の生徒さんを教えているビジネス専門学校からの依頼もあります。授業も日本語で受け卒業後は日本で就職をされる生徒さんですが、日本語を全て理解されている訳ではないため、初めての授業の際には担当の先生に原稿を送り、生徒さんが理解できるように要約して頂きました。遺族の話の後の弁護士のお話を真剣に聞かれている様子や、アンケートを見て、理解して貰えたのだと思いました。

その他は新規で 2~3 校ありますが、講師の依頼を受けて下さる会員の方が少なく苦慮しています。会員の殆どが「裁判が終わりもう人前で話したくない」「当時の辛い体験を思い出したくない」「忘れたい」等の理由で受けて頂けないのが現状です。そんな中ですが、授業後のアンケートで「遺族の方の辛い体験を聞いて良かった」「過労死は他人事ではない」と生徒さんが書いてくださっているのを拝見すると、話をさせてもらって良かったと思います。これからも将来労働の場に出でいかれる生徒さんに「一番大切なのは自分の命」だという事を伝えていけたらと思っています。

東九州過労死を考える家族の会からの報告

東九州過労死を考える家族の会 代表 桐木 弘子

東九州過労死を考える家族の会は、2016 年 11 月に、大分と宮崎の過労死遺族 4 家族で結成されました。

この 8 年の間に、4 家族だった家族会員は、現在、大分、宮崎、長崎、熊本の 11 家族に増えました。

発足当時から家族会を支援して下さる多数の賛助会員の方々や、関係団体や個人の支援者の方々に支えられて、何とか 8 年目を迎えることができましたことを、心から感謝しています。

東九州過労死を考える家族の会には、働き盛りのご主人を亡くし、幼い子供を一人で育てているご遺族、自分の命に代えても守りたいと必死に育てた我が子が自死したご遺族など、様々な苦しみに耐えてきた方々がおられます。

悲嘆に暮れ、孤立しているご遺族に、寄り添い気持ちを共有することを、家族会の規約の第一条に掲げ、様々な局面に対して支援することを会の信条として、活動を続けてきました。

また、家族が突然、仕事が原因で亡くなるという悲劇を体験したご遺族が、過労死家族と出会う機会を少しでも増やす方法として、ホームページを開設しています。

家族会の活動や関係団体の連絡先を記載することで、自分と同じ体験をした仲間が近くにいる

ことを知っていただき、心が少しでも楽になり、次の一步が踏み出せるお手伝いができればと願っています。

会の運営については、会員の方々が 4 県にまたがっていて、かなり広範囲であることから、家族会員同志の交流ができないことが一番の悩みです。各県で開催されるシンポジウムやセミナーへの参加を呼びかけ、現地での交流を試みしていますが、思ったように交流できていないのが現状です。Zoom 会議も試みしていますが、やはり、対面して交流をしたいという要望もあることから、交流会の実現に向けて計画しているところです。

東九州家族会の会員で、現在裁判を闘っているのは、長崎の過労自死事件が一件です。民事裁判で、一審は敗訴し、2025 年 1 月末に福岡高裁で判決が出る予定です。

長崎地裁で行われた証人尋問を傍聴した時には、勝訴できると確信できる内容でしたが、労災が認められた事件であるにも関わらず、一審の判決内容は納得いかないものでした。ご遺族の心痛を思うと言葉がありません。

控訴審では、各地の家族会に、たくさんの署名を集めていただき、提出することができました。

正しい納得のいく判決が出されることを、心から願っています。

過労死弁護団 2024 年活動報告

過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成

第 1 過労死の労災補償の状況

2024 年 6 月 28 日に厚生労働省は令和 5 年度の過労性疾患の労災認定状況を公表した。脳・心臓疾患について令和 5 年度は、認定数、申請数は増加したが、認定率は減少した。特筆すべきは、労災申請件数が 1023 件となり、前年度に比較して 220 件も増加した点である。死亡件数も前年度から 29 件増加して 247 件となり、支給決定件数は 216 件で前年度に比較して 22 件増加（死亡件数は 4 件増で 58 件）している。

令和 5 年度の過労自死や精神疾患の労災認定状況は、申請件数 3575 件と史上初めて 3000 件を超え、前年度に比して 892 件、33%もの増加となっている。支給認定件数も 710 件から 883 件と、173 件も増加している。しかし、認定率は減少しており、労災補償状況が改善しているとは認められない。

これらの状況は、①引き続き過労死、過労自死、業務上の精神疾患が多数発生しており申請件数が増加していること、②労災認定数が若干増加し

ているが、労災認定基準改定の影響は限定的であること、③精神疾患の認定理由としてハラスメントの増加が認められることを示しています。

しかし、脳、心臓疾患、精神疾患ともこのように申請件数が急増している原因を明らかにしないと、過労死、過労自死を減少させることは実現できない。

第 2 労災認定基準改定後の過労死・精神疾患の労災認定について

1 認定基準の改定により、ハラスメントに関する事項についても一部認定基準の改正が昨年度に行われたが、実務の現状から考えて、必ずしも労災認定の適正化をもたらしているとは言い難い。

2 労災実務においては、業務外に導くために、「中」がひとつあると、それ以外の負荷を、ことさらに、「弱」と評価して、総合評価を「強」でないとする傾向が強い。

3 精神疾患発病自体を否定して、業務外決定に導く実務運用もある。

4 新労災認定基準が悪化前おおむね 6 か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」によって「精神障害が自然的経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるとき」には、悪化した部分について業務起因性を認めるとしたことは評価できる。

もっとも、どういう場合に精神障害が「著しく悪化」したといえるのかが明確ではなく、自死事案でも、発症後に著しく悪化していないとして、業務上認定を認めないケースが多く報告されている。認定基準に、悪化したといえるか否かの判断の要素として、疾病名、症状の経過、重症度の変化（症状の数、程度）性格の変化等の「精神症状」と、機能障害の変化の程度等の「能力に関する判断項目」を示し、運用上適正に悪化を認めるように求める。

また、従前就労できていたができなくなった場合や、自殺に至った場合は、基本的に「著しい悪化」と評価すべきである。

5 ハラスメント事案に関して、上司のハラスメントを認定せず、「上司とのトラブル」とのみ認定することにより、心理的負荷を過小評価する業務外決定が多く出されている。この間のハラスメント問題をめぐる世論の広がり、認定基準の一部改正等を活かして、この壁を突破していくことが求められている。

第 3 厚生労働省は、各労働局や各労基署に対して、労働時間の過少認定を進める方向に動いている。

具体的には、特に、①移動時間の名目で労働時間否定、②社屋外労働（自宅など）について労働時間否定、③社屋内労働でも「研修」等の名目で労働時間否定、④休憩時間の過大認定による労働時間過少認定、⑤始業時刻を遅く認定、など様々な手法によって過少認定がなされている。

2021 年 3 月 30 日、「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」が出された。この通達は、労働時間認定を過少に行う方向性をより明確に示しており、当弁護士団は、この通達に関連して、労働時間の過少認定に関するプロジェクトチームを設置し、検討を続けてきた。その成果に基づき、2023 年 5 月 24 日、弁護士団として意見書を完成し、厚生労働省に提出した。

前記意見書提出後も、労働時間の過少認定は改善されておらず、これに対抗する活動を一層強めていきたい。

第 4 メリット制に関する東京高等裁判所 2022 年 11 月 29 日判決について

同判決は、事業主による労災保険支給決定に対する事業主による取消訴訟の原告適格を認めた。

国と被災労働者は、上記判決に上告受理申立てをしたが、過労死弁護士団としては、東京高裁判決を絶対に容認することはできないので、過労死を考える家族の会と協力し、その不当性を訴える過労死家族の陳述書等を最高裁判所に提出した。

これらの運動が実って、最高裁判決により高裁判決を破棄し、控訴棄却し、請求棄却をし、労働者側の全面勝訴になった。

過労死弁護士団は、過労死家族の会、労働弁護士とともに闘ってきたことが最高裁判決に結実したと評価している。今後は、メリット制を見直し、廃止することも含めた改善を要請するものである。

第 5 最後に、2024 年 4 月から、労働時間の上限規制の適用猶予が終了し、建設業、運送業なども労働時間の上限規制が適用となった。

マスコミ等の報道のなかには、このような労働時間の上限規制が企業、労働者に不利益を与えているかのような報道もある。労働時間やハラスメント防止などの規制が後退することを許さないように、一層の活動をしていく決意である。

過労死防止学会”第 10 回大会”報告

過労死防止学会 代表幹事 長井 偉訓

1. 第 10 回大会は、2024 年 8 月 31 日（土）・9 月 1 日（日）、大阪経済大学で開催を予定しておりましたが、あいにく台風 10 号の影響により、急遽対面からオンラインに変更して実施することになりました。
2. ご存知のように、「過労死・過労自殺等に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに活かすこと」を目的として、2015 年に本学会が設立されました。その目的を達成するために、これまで全国大会、研究会の開催、教育・啓発活動の推進、出版物の編集、刊行、内外の学術団体との連携、交流などの活動を行ってきました。全国大会は、2015 年 5 月 23 日、明治大学・駿河台キャンパスリパティタワーにおいて開催された「学会創立記念大会」を皮切りに、毎年 1 回開催されてきました。
3. 今回は 10 回目という節目の大会となります。そこで、これまでの過労死防止学会活動を振り返り、それを踏まえて今後どのように取り組んでいくのか、会員の皆さんと一緒に考えていきたいという趣旨から、「過労死防止学会活動のこれまでとこれから」という特別企画を組みました。学会創設から学会活動をリードされてきた川人博氏に、「過労死防止研究のこれまでとこれから」という記念講演をお願いしました。「過労死防止法」制定から 10 年が経過したが、未だに過労死・過労自殺は減少していない現状を踏まえて、労働者のための 21 世紀労働基準法の全面改訂や過労死問題の歴史研究の重要性を主張されました。
4. それを受けて、第 2 部では「過労死防止学会活動のこれまでとこれから」というテーマでパネルディスカッションを行いました。天笠崇氏は「産業医学や公衆衛生学からの過労死研究のこれまでとこれから」というテーマで、主に医学文献検索サイトから過労死と過労自殺に関連した学術論文を中心に研究動向を整理された上で、特に近年過労自殺が増加する中で、長時間労働と精神疾患発症がどのように関連しているのか、その因果関係の科学的解明と共に、

その予防対策についての研究の必要性を強調されました。

神奈川県過労死等を考える代表であり、特に過労死防止のための啓発授業に精力的な取り組みをされてきた工藤祥子氏は、ご自身のこれまでの活動を振り返り、その成果を踏まえて、今後の課題として、遺族も含め啓発授業を担当できる講師の育成と確保、誰もが活用できるような教材のデータベース化などを挙げられました。

続いて、家族の会の代表として、「過労死防止法」の制定や過労死防止のための啓発活動に尽力されてきた寺西笑子氏は、家族として得た経験や知識を出し合うことで、今後とも学会との協力・連携を進めて行きたいと抱負を述べられました。

脇田滋氏は、韓国における過労死問題やそれに対する政労使並びに市民運動の最新動向を詳細に報告され、特に過労死予防についての政労使の社会的合意など、先進的な取り組みから日本も学ぶ必要があることを強調されました。

最後に、特に学会誌の編集・刊行に携わってこられた高田好章氏は、単なる学術誌ではなく、過労死問題に関する政策や行政の動き、新聞・雑誌などのメディアや文献情報、過労死防止運動の動向等、この冊子を読めばその概要がすべて分かるような学術誌を目指すべきと、その方向性を示されました。以上を受けて、粥川裕平氏と黒田兼一氏が各報告に対してコメントを述べられ、それに関して報告者からリプライがなされました。

5. この特別企画とは別に、大会二日目に、“物流の「2024 年問題」と働き方改革の課題～過労死等防止の視点から”という共通論題を設定し、特にトラックドライバーの過労死問題に焦点を絞り、その実態と背景・要因を踏まえた上で、過労死防止のための働き方改革の課題について議論しました。紙幅の関係で、報告者とタイトルのみ紹介します。第 1 報告：矢野裕児氏（流通経済大学情報流通学部教授）「“物流の 2024 年問題”をどう捉えるか？」、第 2 報告：松元

俊氏（労働安全衛生研究所主任研究員）「トラックドライバーの不規則勤務の健康影響と対策の方向性」、第3報告：中西翔太郎氏（弁護士）「トラック運転手の過労死をなくすには～労働実態と原因の分析を踏まえて」、第4報告：芦崎光夫氏（全日本建設交運一般労働組合関西支部特別執行員）「“物流の2024年問題”への労働組合の対応」。

6. その他、テーマ別分科会と自由論題の分科会が開催されましたが、前者は両日の午前中に、後者は日を改めて9月23日にオンラインで実施しました。テーマ別分科会では、航空産業、建設業、芸術・芸能関係の過労死等の問題、自由論題の分科会では、医師の働き方改革の問題、

家事労働者の過労死問題、社労士が取り組む過労死防止活動、過労死防止と労働人権法、平均的労働者論を巡る問題が報告されました。

7. 初日の報告終了後、会員総会が開催され、予算関係の他、2024年度の活動方針として、専門分野別部会（「専門部会」）の設置が承認されました。

最後になりますが、対面開催に向けて、早くから教室の確保、懇親会の準備など、万全の準備をされてきた大阪経済大学の伊藤大一氏に心より感謝申し上げます。



■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム

2024 年度も、全都道府県及び中央会場の計 48 会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。2020 年度はコロナ禍の影響で、2019 年度の 5753 人から 2052 人減の 3701 人でしたが、2021 年度はやや持ち直して 4423 人、2022 年度は 4502 人、2023 年度は 4489 人と推移してきました。

2024 年度は 2023 年度より 313 人増の 4802 人でした。

本号では、①中央会場、②東京会場、③山梨会場、④鳥取会場、⑤山口会場、⑥愛媛会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を 18 ページに掲載します。

【①中央】過労死防止啓発シンポジウム

東京中央会場(11 月 6 日)の報告

弁護士(東京) 玉木 一成

シンポジウムは、イイノホールで 2024 年 11 月 6 日 13 時 45 分から開会しました。本年は、過労死等防止対策推進法が施行されて 10 年を迎えたことを記念し、フォーク歌手グループ「ダ・カーポ」に賛助出演をしていただき、過労死遺児マー君の「ぼくの夢」と「野に咲く花のように」の歌唱が行われました。

最初に、福岡資麿厚生労働大臣が開会挨拶をされ、次に過労死等防止を考える議員連盟田村憲久会長から過労死をなくしていくという挨拶があり、事務局長の谷合正明参議院議員の紹介もありました。

引き続き、厚生労働省労働基準局総務課長が、令和 6 年版「過労死等防止対策白書」の内容を紹介され、過労死等防止対策の現状について報告がありました。

続いて、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から、具体的事例の報告があり、その教訓を踏まえて問題提起がされ、過労死防止対策の強化が訴えられました。最近の労災の特徴的事例として、①民間労働、②公務職場、③教員、④芸能分野での過労死、過労自死の事例報告がありました。パワハラ被害の相談が多く、労働時間の過少認定の傾向が強まっており、実態を反映した労働時間の認定が必要であることが指摘されました。労働時間数を適正に記録・管理することが必要であり、これが過労死を根絶するために不可欠であると強調されました。

次に、過労死を考える家族の会による体験談となり、全国から 4 人の遺族の方が体験談を報告しま

した。今年の体験談報告でも、被災労働者の写真を会場スクリーンに映し出したなかで行なわれ、遺族の過酷な体験、悲しみは、会場参加者に強く迫るものがありました。参加者には、過労死被害者に対する救済と、過労死を根絶することが真に必要なことや、過労死を考える家族の会の強い思いが伝わりました。シンポジウムに参加された方からは、過労死被害者の遺家族の体験談(訴え)を聞き、過労死被害の過酷さを実感したという感想が寄せられました。

その後休憩となり、異なるテーマで A 会場、B 会場、C 会場の 3 つに分けられました。

A 会場は、須田洋平弁護士が「ビジネスと人権」を通じた労働環境の改善」というテーマで講演されました。

2000 年頃から、多国籍企業を中心としたビジネスによる人権侵害を止めるための枠組みが構築され、2011 年にビジネスと人権に関する 31 の指導原則(ラギー原則)が策定されたことを説明されました。また、国家は、領域内にある企業に人権を尊重させる義務を負い、国家が国際人権法上の義務を果たせるように企業を監督する義務を負うことを踏まえ、労働環境の問題と労働環境の改善の具体的施策をわかりやすく説明されました。

B 会場では、津野香奈美教授(神奈川県立保健福祉大学大学院)が「パワハラの発生は予防できるのか? 過労死のない社会を目指して」というテーマで講演されました。

人を潰したり生産性を低下させるような行為を許容することは組織にとって有害でしかない

こと、毅然とパワーハラに NO という勇気が必要であること、モチベーションが高く働ける職場環境を作ることがパワーハラ防止と生産性を向上させるコツであることなどを話されました。

C 会場では、矢野裕児教授（流通経済大学）が、「物流の 2024 年問題と物流改革」のテーマで講演されました。

ドライバーの過重な長時間労働で支えられた物流であるが、労働時間短縮、ドライバーの年収

確保、仕事内容の見直しなどで問題点を改善し、過度な利便性、鮮度などを求めず、物流に負荷をかけないようにする必要があると強調されました。

最後に、A、B、C の各会場で、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏らが、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは 17 時に終了しました。

【②東京】過労死シンポ東京会場報告

弁護士(東京) 尾林 芳匡

過労死シンポの東京会場は、2024 年 11 月 25 日（月）に、江東区で開催されました。「パワーハラスメント 職場内解決技法」と題して、金子雅臣先生に講演をいただきました。家族の体験談や、トラック労働者の組合の方からの運送業についての報告がありました。

参加者は 152 名で、半数以上が会社員の方でし

た。アンケートでも、過労死についての関心・理解が深まったという回答が 90 以上あり、満足したという回答も 90 以上ありました。

内容の面でも、規模の面でも、充実した素晴らしいシンポジウムになったと思います。

広報や参加呼びかけに取り組んでいただいたみなさんに、感謝申し上げます。

【③山梨】「過労死等防止対策推進シンポジウム」報告

働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 理事長 佐藤 均

2024 年 11 月 26 日、山梨「過労死等防止対策推進シンポジウム」を、甲府市内で、89 名の参加で開催しました。

基調講演では、労働衛生コンサルタントの原島浩一氏から「産業医としてできること、やってきたこと」（長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に）をテーマに講演いただきました。長時間労働で脳・心臓疾患の発症リスクが 3 倍にも及ぶことや、会社の衛生委員会へ問題提起と積極的な意見交換などの取り組みが重要だということが報告されました。

また、事例報告では、県内企業の植野興業株式会社専務の植野正保氏にご報告いただきました。「時間外労働の削減について企業としての取り組み」についての対策と改善の努力実践を経て、働く従業員からも高評価を得ているところから、「働く環境と意識と満足度は企業発展の要」とのことでした。

次いで、社会保険労務士でもある山梨家族の会の富永弘徳氏から、「過労死遺族の労災請求」と題

してご報告いただきました。遺族年金の相談時に「労災になるのではないか」という話になり、異常な勤務状況や携帯電話の通話記録から時間外勤務超過が認められ、労災認定された事例が報告されました。

参加者からの感想では、「働く環境の充実化に向けた取り組みの大切を感じた」「労働環境の改善には会社の責任が重要な要因ではあるが、働く労働者側にも働く環境についての改善責任があるのではないかと感じた」など、関心の高さが感じられた意見が多くありました。また、「県内で、会社側が従業員と共に働く環境や条件などについて意見交換や改善を図っていることに非常に感心を深めた」と働く側からの率直な意見もありました。

しかし、山梨県内では 98%以上を中小零細企業が占めており、今回発表いただいた企業のように対策と改善に努力している会社はまだ少ない現状にあります。労働者からの相談については、自己責任、賃金未払い、パワーハラスメント、セ

クハラ、長時間過密労働などといった信じられない待遇に置かれている労働者からの相談が圧倒的に多く寄せられています。また、近年では、経営者からのパワハラやセクハラが横行している会社が多くみられるほか、上司や同僚からの「いじめ」「無視」などについても多く相談があり、精神を病み、働き続けられない事例も少なくありません。このような相談を聞いた際に、働く環境の改善にはなかなか程遠い現状だと感じています。私たち山梨県センターでは、極めて不十分なが

ら、関係団体や関連機関との情報交換と交流を通し、少しでも働くものが生きがいや意欲を持って働き続けられることを願って相談者への支援に努めているところです。

今後とも、働くものの立場に立った考え方や支援の在り方を求めていくとともに、支援をしていく「いのけん山梨県センター」の体制づくりも急務となっていますので、センター全員の力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

【④鳥取】鳥取の啓発シンポ報告

弁護士(鳥取) 高橋 真一

鳥取会場は、2024 年 11 月 20 日に開催した。鳥取は東西に長く伸びた県で、47 都道府県の中で人口は最少の 54 万人で、市は 4 つしかなく、東部地域の鳥取市、中部地域の倉吉市、西部地域の米子市と境港市である。これまで、東部地域、西部地域、中部地域という順番でシンポジウムの場所を変更しながら、鳥取県内の全域に過労死防止の啓発が実施されるべく取り組んできた。そして、今年は、中部地域の倉吉市であり、参加者のアクセスの良さを重視し、車の駐車場も多く確保できる、倉吉駅の建物の中にある会議室で実施した。鳥取会場でのシンポジウム実施において、私が考えていることのひとつが、会社の労務管理担当者をはじめとした会社の関係者に、過労死の問題を知ってほしいということである。そのためには、まずは、シンポジウムに参加したいと思ってもらえる内容にする必要がある。そこで、シンポジウムに参加すれば、明日からでも役立つ過労死防止や労務管理の留意点などの知識が習得できるように、長時間労働防止やハラスメントの対策に日ごろから取り組んでおられ、実務経験も豊富な産業医の原島浩一先生に基調講演をしていただくことにした。原島先生からは、産業医として、ご

自身の経験を踏まえ、事例の紹介や実践的な対応方法まで、多岐に渡る内容について講演をしていただいた。

シンポジウムは、この基調講演に続き、鳥取県内の企業で、鳥取労働局からベストプラクティスといって、職場環境の改善に取り組み、実績のあった会社の代表者から、実際の取り組み事例について報告をしてもらった。

最後に、大阪の岩城穰先生と弁護団を組んで、取り組んだ、島根県内のスーパーマーケットを展開する会社で発生した過労自死の事件について、遺族であり、山陰過労死等を考える会の代表の高木さんと私で、事件報告を行った。私からは、代理人弁護士として、長時間労働やパワハラの証拠が乏しい中で、懸命な調査と立証活動を行い、最終的には全面勝訴を勝ち取り、会社からの直接の謝罪や墓前での謝罪も受けたことを含めた事件経過の報告を行った。遺族であり原告であった高木さんからは、事件への思い、苦しみ、苦労、努力、亡くなった長男さんへの思い、過労死は繰り返してはならないという強い思いを発表いただいた。

【⑤山口】山口会場の報告

弁護士(山口) 鈴木 朋絵

令和 6 年 11 月 19 日に「過労死等防止対策推進シンポジウム in 山口」が、山口市の KDDI 維新ホールで開催されました。新山口駅直結の会場で、

会場参加者数は 91 名となりました。新人の労働基準監督官の方々も聴講しました。

○過労死ご遺族のお話

「過労死遺族の声」では、20 年前に当時 30 代だった配偶者を長時間労働の末の心疾患発症による突然死で亡くした女性が報告してくださいました。

朝 7 時に家を出て日付が変わる頃に帰る生活を続けていた小売店の販売員だった配偶者について「敢えてタイムカードの記録を残さないように所謂サービス残業をしていた」、「亡くなる 2 か月ほど前から『めまいがする』『立ちくらみがする』と体調不良を訴え、前夜には『体力的にも限界だ』と言っていた」と述べ、「人間は機械ではない、夫のように何年にもわたって睡眠不足が続けばやがて心身に不調をきたし、最悪の場合には命を失う」、「働く理由は一言で言えば幸せに豊かに生きるため。誰もが健康的に働くことのできる社会になることを強く願っている」とのお話をお聞かせいただきました。

当時、労災手続を受任した弁護士からは、パワハラもあるねとの指摘もあったそうです。お話をお聞きしていると、実現できないほど多すぎるノルマ、人前での度重なる怒号を含む叱責など、明らかにパワーハラスメントがあったと考えざるを得ない状況であり、長時間労働だけでなく、パワーハラスメントの事実の確認も重要であると改めて受け止めました。

○基調講演「パワハラの発生は予防できるのか？過労死のない社会を目指して」（神奈川県立保健福祉大学の津野香奈美教授）

次いで、「パワハラの発生は予防できるのか？過労死のない社会を目指して」と題して、神奈川県立保健福祉大学大学院の津野香奈美教授が講演され、「パワハラの発生の予防に必要なこと」として、①パワハラに関する理解を深める、②パワハラ行為者側の心理を知る、③パワハラにならない指導のコツを知る、④パワハラが発生しにくい職場環境をつくる、という 4 点を説明いただきました。



基調講演をする津野教授

津野教授は「過労死とパワハラには非常に深いつながりがある」、「パワハラは確実にうつ病の発症につながるだけでなく、健康への様々な影響が報告されている」、「人を潰したり生産性を低下させたりするような行為を許容することは組織にとって有害でしかない」、「毅然とパワハラに NO という勇気を。また、パワハラが存在を把握したら、その時点でヒアリングを実施するなどの積極的な介入を。」と強調し、「注意指導をする際は、『怒鳴ること』も『叱ること』も NG。受け手側は単に『怒られた』というネガティブフィードバックとなり、上司に対する信頼は生まれず、仕事に対するモチベーションも下がる。『叱れば人は育つ』という幻想は手放すこと。しかし、関わらないマネジメントは逆にパワハラリスクを高めるので、注意指導は積極的に行うことが必要」と述べ、指導のコツについて「周りに人がいない状態で行う」、「ほめられる点・できている点を先に伝える」、「人格否定をせず何をどうして欲しいのか伝える」、「行動の指摘・なぜそれが問題なのか説明・どうして欲しいのかの具体的な説明」を具体的かつ短時間で行うことと強調しました。

そのうえで、パワハラ防止のための、注意指導の例の具体的な提案として、①できている点の指摘、②行動の指標と、③なぜそれが問題なのかの説明、④どうして欲しいかの依頼をわけて準備することを挙げました。その準備の方法のワークシートも提供してくださいました。

職場環境については「ストレスが適切な範囲内でモチベーションを高く働ける職場環境を作ることが、パワハラ防止と生産性向上を両立させるコツ、指導的立場の人がヒアリングをして仕事量などを調整したり、従業員が自分の不調を話したりできる組織風土を作ることが大切」と述べ、パワハラ起きる事業所の特徴として、①要求度や

プレッシャーが高い、②役割に曖昧さがある、③労働者に「タフさ」を求める、④冗談やからかいを容認する、の 4 項目を挙げ、「職場を心理的に安全な場所にして、パワハラ防止と生産性向上を両立させて欲しい」と呼びかけました。

なお、津野教授は、ちくま新書から「パワハラ上司を科学する」の本も上梓されており、講演では、村中直人氏による「叱れば人は育つ」は幻想」の本の紹介もされました。



ディスカッションの様子

左から、鈴木弁護士(筆者)、津野教授

○山口労働局から個別労働紛争解決制度の相談支援状況の報告

山口労働局からは雇用環境・均等室の刀根労働紛争調整官が、個別労働紛争解決制度について報告されました。

報告では、相談類型においてはパワーハラスメントの割合が高く、紛争解決例として社内での再発防止のための具体策を盛り込む例があるとのことで、援助としては、相談・情報提供・助言・指導、あっせんという方法があります。あっせんは、労働組合と事業主の間の紛争は対象にはなりません、相談を受けている労働組合の相談員が補助者として本人と一緒に手続に参加することは労働局の許可のもとで可能であり、そのような事例も見かけます。今年度は過労死防止対策推進法が制定されて 10 年であるが、過労死・過労自死事案は減少するどころか増加しています。

厚生労働省が公表した 2023 年度の「過労死等の労災補償状況」の支給決定件数は 1,099 件で前年度から 195 件増加。うち死亡・未遂を含む自殺件数は 137 件で前年度比 16 件増加している。そのうちパワハラ件数は 157 件、セクハラ件数は 103 件となっており、ハラスメント予防は急務といえる、と述べました。

【⑥愛媛】「物流の 2024 年問題」から働き方と消費者のあり方を考える

働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター 事務局次長 烏谷 律子

厚生労働省・愛媛労働局主催の「過労死等防止対策推進シンポジウム」が、2024 年 11 月 13 日、愛媛県民文化会館で開催され、労働者・労働組合、運送業者など 88 人が参加しました。

2024 年 4 月からトラック運転手の時間外労働の上限が年間 960 時間に規制されたことや「改善基準告知」の改正により、このままでは荷物が運べなくなる「物流の 2024 年問題」が発生するということが宣伝されています。シンポジウムでは、この「物流の 2024 年問題」の本質と真の解決策を求めて」をテーマに、問題点や働き方、消費者としてどう向き合うかなどについて、基調講演やパネルディスカッションで深めました。

はじめに、主催者を代表して、愛媛労働局の佐藤労働基準部長より、このシンポジウムを「一人ひとりが自分に関わることとして、過労死防止、トラックドライバーの労働時間と物流の問題をともに考え、理解を深める機会にさせていただいた

い」との挨拶がありました。

基調講演として、フリーライターで元トラックドライバーの橋本愛喜さんが『長時間労働』の是正だけでは過労死は減らない～トラックドライバーの真の『働き方改革』とは～』と題して、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制「物流の 2024 年問題」について、トラック運転手への取材や自身の体験をもとに講演されました。「労災は 15 年連続ワーストが運転手」「ドライバーの高齢化が進み、不健康・不規則・過重な労働が過労死につながっている」「拘束時間が長く、荷待ち時間平均 1.5 時間、トラックから離れられない。アイドリングストップも言われ、冷房なく冷たい車の下にいることも」「段ボールの破損で商品が無傷でも弁償・返品という商慣習。運転手より荷物という人権侵害環境がある」「1990 年規制緩和で事業者数が 4 万から 6 万社へ 1.5 倍に。人が利益を生む産業であり、手荷役など付帯業務の増加、

低運賃・低賃金化し時間が減ると生活できない」「トラックの待機所、休憩所をつくる必要がある」などの点を指摘されました。

続いて、パネルディスカッションでは、コーディネーターに長井偉訓さん（愛媛大学名誉教授）、パネリストに橋本愛喜さん、中上裕章さん（過労死遺族）、西岡斉さん（運輸会社社長・県トラック協会副会長）、西田和則さん（四国名鉄運輸労組委員長・県交運労協議長）の5名で「物流の2024年問題とトラックドライバーの過労死問題を考える」の議論が行われ、「送料無料はやめるべき」「若い人がトラックドライバーを志す労働環境づくりを」などの意見が出されました。



パネルディスカッションの様子

左から、橋本さん、中上さん、西岡さん、西田さん



2024年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2024年度 参加人数	2023年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	96	97	-1	11月27日(水)	13:00~15:30	アスティホール
青森	76	58	18	11月13日(水)	13:30~16:00	アスパム
岩手	131	91	40	11月14日(木)	13:30~15:30	岩手教育会館
宮城	97	132	-35	11月5日(火)	16:00~18:00	せんだいメディアテーク
秋田	47	43	4	11月1日(金)	13:30~15:30	あきた芸術劇場ミルハス
山形	55	66	-11	11月18日(月)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	67	38	29	11月11日(月)	14:00~16:00	ビッグパレットふくしま
茨城	82	104	-22	11月25日(月)	13:30~15:30	水戸市民会館
栃木	72	69	3	11月22日(金)	14:00~16:30	小山商工会議所
群馬	103	105	-2	11月12日(火)	13:30~15:30	ピエント高崎
埼玉	123	95	28	11月18日(月)	14:00~16:30	ソニックシティ
千葉	158	84	74	11月26日(火)	14:00~16:30	千葉市民会館
東京中央	228	226	2	11月6日(水)	13:45~17:00	イイノホール
東京	152	137	15	11月25日(月)	14:00~16:30	ティアラこうとう
神奈川	139	145	-6	11月1日(金)	13:30~17:00	横浜市技能文化会館
新潟	86	49	37	11月11日(月)	14:00~16:30	朱鷺メッセ
富山	76	66	10	11月27日(水)	14:00~16:30	ボルファート富山
石川	40	63	-23	11月28日(木)	13:30~15:40	石川県地場産業振興センター
福井	133	97	36	11月15日(金)	13:30~16:00	福井商工会議所
山梨	89	79	10	11月26日(火)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	92	73	19	11月8日(金)	13:30~15:30	キッセイ文化ホール
岐阜	96	83	13	11月8日(金)	13:30~16:00	長良川国際会議場
静岡	66	72	-6	11月6日(水)	13:30~16:10	プレスタワー静岡新聞ホール
愛知	184	192	-8	11月12日(火)	14:00~16:30	名古屋市中心小企業振興会館
三重	70	80	-10	11月21日(木)	13:30~15:30	津市アストプラザ
滋賀	74	41	33	11月28日(木)	13:30~15:45	栗東芸術文化会館さくら
京都	173	88	85	11月22日(金)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	182	181	1	11月18日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	263	192	71	11月22日(金)	14:00~16:45	神戸市産業振興センター
奈良	55	62	-7	11月13日(水)	13:30~15:50	奈良公園バスターミナル
和歌山	67	61	6	11月27日(水)	13:30~15:50	和歌山ビッグ愛
鳥取	57	54	3	11月20日(水)	13:30~15:30	駅バル倉吉
島根	146	137	9	11月21日(木)	13:30~15:30	島根浜田ワシントンホテルプラザ
岡山	71	133	-62	11月19日(火)	14:00~16:30	おかやま未来ホール
広島	79	65	14	11月29日(金)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	94	90	4	11月19日(火)	13:30~15:45	維新ホール
徳島	152	239	-87	11月21日(木)	13:00~15:50	徳島大学
香川	80	71	9	11月20日(水)	14:00~16:10	かがわ国際会議場
愛媛	88	77	11	11月13日(水)	13:30~16:10	ひめぎんホール
高知	85	86	-1	11月11日(月)	13:30~15:40	ちよテラホール
福岡	81	95	-14	11月1日(金)	15:00~17:00	オリエンタルホテル博多
佐賀	79	77	2	11月18日(月)	14:00~16:00	四季彩ホテル千代田館
長崎	68	44	24	11月30日(土)	14:00~16:00	出島メッセ長崎
熊本	44	71	-27	11月19日(火)	13:30~15:30	熊本テルサ
大分	72	79	-7	11月5日(火)	14:00~16:00	大分ソレイユ
宮崎	73	93	-20	11月21日(木)	18:00~20:00	宮崎観光ホテル
鹿児島	96	54	42	11月20日(水)	14:00~16:00	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	65	55	10	12月3日(火)	14:00~16:00	沖縄コンベンションセンター
	4802	4489	313			

■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2024 年度ではや 9 年目となりました。

前年 2023 年度は、192 コマが行われ、学校種別のコマ数は、中学 3、中学高校 1、高校 80、専門学校 37、短大 2、大学・大学院 69 でした。

2024 年度は、年度末の 2025 年 3 月末までに 192 コマが行われる予定です。学校種別のコマ数は、中学 4、中学高校 2、高校 65、専門学校 56、短大 3、大学 62 となっています。

本号では、2024 年度に啓発授業を担当した 9 人の方（遺族 3 人、支援者 1 人、弁護士 5 人）からの報告を掲載します。

【①北海道】はじめての啓発授業

北海道過労死を考える家族の会 岡 秀子

私は、2007 年に 14 年間勤務した保育所を退職し、労働組合の役員専従となりました。これまでの組合活動のなかで、1970 年代、保育現場で多発する腰痛や頸肩腕症候群の防止と労働災害として認定すること等を行政に訴えてきた先輩たちのたたかひの歴史が、私の労安活動の認識であり知識で、恥ずかしながらこの時は、組織外やそれ以上の労災、過労死などの知識はほぼありませんでした。

専従になり数年ほど経った頃、「働くひとびとのいのちと健康を守る北海道センター」の学習会に参加し、全国過労死を考える家族の会の寺西さんが、実体験を通して「命より大事な仕事は無い」と、過労死問題をお話され、「全国に家族を亡くして闘っている人たちがこんなにいるんだ」と衝撃を受けました。

私の兄は自動車関連の会社で勤務し、とにかく帰宅時間が遅く、長年家族で心配していたところ、「もう今の会社で働けない」と転職宣言し、ほっとした 2 週間後に突然死亡。死因は「不明」。無権利な職場で働く兄に何もしてあげられず、その後労災申請や会社への訴えもせず、過労死と断定されていませんが、後悔を引きずっていた私は、寺西さんの講演後、受付をしていた当時のいのけん北海道センターの佐藤事務局長に泣きながら身の上を話したことから、北海道の家族の会の会員になりました。

2024 年も、北海道の家族の会には啓発授業の依頼が道内各地からたくさん寄せられ、村山代表を中心に担当弁護士さんとペアで道内の学校の講義を担当しています。私は、裁判も申請もしてい

ない家族なので人前で話をするにはおこがましいと思っていましたが、「労災認定された人だけが過労死ではない」「講演の内容に正解なんてないよ」など、仲間の言葉に背中を押され、過労死家族であり、日常的に労働相談を受ける仕事をしていることから、私だから言えることがあると思えば一歩踏み出すことにしました。

初授業の生徒は札幌南陵高校の 1 年生。産業カウンセラーの吉田正幸さんと伺い、私は、兄の働き方と労働法を照らし合わせての問題点（就業規則を見たことがない、残業代をもらったことがない、健康診断は毎年実施していないなど）と、会社の違法を変える手段はいくらでもあること（労働組合、労働基準監督署等）を中心にお話しました。

「はたらく」ことを経験している生徒はほぼいない中で、どのように受け止められたかとても不安でしたが、感想文では、「お父さんが残業を付けられない雰囲気だから朝早く仕事に行っているの、会社と話をするように伝えてあげたい」「働いたことはないけど、大人になったら法律を守って働けるよう意識したい」「お父さんとお母さんがいつも仕事忙しそうなので心配になった」「自分が仕事で辛くなったら家族や友達に相談しようと思った」など、これからの自分、そして身近な家族の現状を真剣に考える内容ばかりでした。生徒さんにも私たちにも大変貴重な時間になったと思います。

この先労働者になった時、自分自身や大事な人が仕事で苦しむことがあったら、きっと今日の話を出してくれるでしょう。

【②東京】外国人留学生への啓発授業

東京過労死を考える家族の会 中江 奈津子

2024 年 8 月、に東京都福生市の外国人留学生が英語とビジネスを学ぶ専門学校で授業を行いました。依頼書に「簡単な日本語でゆっくり話してほしい」とあり、語学レベルや年齢に幅がある学生に必要な配慮について考え、日常生活で聞きなれない言葉はやさしい日本語で説明する、重要な言葉は英語でも伝えるなどしました。学校側には事前に出身国の割合や就職先の業種などを質問しました。冒頭にその国々を旅した経験などをひと言述べて敬意と親しみを伝え、仕事の悩みには業種が違って共通するものがあり、夫の話も自分に重ねて聞いてほしいとお願いするなど、52 名一人一人に話しかけていることを感じてもらえるよう工夫しました。

尾林芳匡弁護士が「知っておくべき労働法」という非常にわかりやすい資料を基に、私の話の後に登壇されましたが、やはり同様の配慮をなさっているように感じました。学生たちは真剣な表情で聞き入っていました。

大手建設会社社員だった夫はラオス赴任中に長時間労働によるくも膜下出血で亡くなりました。授業は、「土木技師の海外勤務と過労死」、①実際に起こった出来事、②今後、国・企業・労働者がどう変わるべきか。次に「海外で働くこと、日本で働くこと」、①日本の働き方の実態、②自分らしく健康に働くために必要なこと、の二部構成としました。特に後半では、夫が海外で働いてい

た時と同じ状況が日本で彼らに起こる可能性があることを意識して、正しい情報や知識を身につけてほしいこと、必ず相談できる場所があること、自分を大切に、大事な人を大切にすることを忘れないでほしいと伝えました。また、職場でのパワハラが増加していることをふまえて、津野香奈美氏の著書を紹介し、「パワハラが起りやすい職場チェックリスト」を、英訳を添えて配布しました。

私たち夫婦は多くの外国人に助けられて駐在生活を送ったこともあり、廃止される予定の技能実習制度による搾取の実態など国内の現状に大変な憤りと悲しみを感じ、外国人人材に安心して活躍してもらうためにどのような対策や心構えが必要なのかを常々考えていたので、大変ありがたい機会でした。何より日本社会に失望してほしくない、尊厳を保ちながら、よりよく働き、幸せに生きるためにこの授業を役立ててほしいとの願いを込めました。

学校からは、初めての啓発授業で、学生・教職員ともに必要な知識を得られたと感謝の言葉をいただきました。社会に出る直前の専門学校生や大学生・院生は労働問題をより自分ごととしてとらえられるため、啓発授業の大幅な増加と継続が急務です。また、手探りの授業づくりで反省点多々あり、事前に今までの講師の資料を共有し、学べる場がほしいと思いました。

【③東京・茨城】過労死防止啓発授業のご報告

弁護士(東京) 小野山 静

2019 年から啓発授業を担当するようになり、2024 年は、6 月 11 日に日本大学、6 月 19 日にお茶の水女子大学、10 月 23 日にデジタルアーツ東京、12 月 5 日に常盤大学、これら 4 箇所啓発授業を行いました。

デジタルアーツ東京以外の 3 箇所は、ご遺族と一緒に啓発授業を実施しました。ご遺族と一緒に実施する際には、必ずご遺族に先にお話をいただくようにしています。私が話す内容は残った時間

によっていくらかでも調整が可能なものですが、ご遺族のお話は唯一無二の内容であり、過労死・過労自死の深刻さ、遺されたご遺族の悲しさやつらさが心に直接伝わってくるものです。毎回、ご遺族にお話をいただいている間、学生の様子を見るようにしているのですが、学生のみなさんはいつも真剣な表情でご遺族を真っ直ぐ見つめてお話を聞いています。

ご遺族にお話をいただいた後、私からは、まず、

過労死・過労自死が起きないようにするために学生のみなさんにできることは、「自分のことを大切にすること」であり、そのためには、「自分にどんな権利があるかを知るのがとても重要であること」を伝えるようにしています。

そのうえで、「解雇・雇止め」、「残業代請求」、「パワハラ・セクハラ・マタハラ」、「過労死・過労自死」という典型的な労働問題について、具体的な事例を挙げつつ、関連する法律や具体的にとるべき対応策を学生のみなさんに説明するようにしています。解雇は受け入れるしかないものではなくて「正当な理由」がなければ認められないものであるということ、残業代は法律に基づいて支払われるべきものであるということ、ハラスメントに関して重要なほとにかく証拠を集めること、長時間労働が続く場合は過労に至る危険性があること、これらのポイントだけでも学生には覚えておいてもらうようにしています。

また、啓発授業を行う時には、大学卒業後に就職したけれども体調を崩して数か月で退職してそこから大学院に進学して歴史学を研究してからようやくロースクールに入学して弁護士になったという私の回り道した経歴についてもお話するようにしています。私の経歴なんて興味ないかもしれませんが、回り道をして人も生きていけること、人はいつだって別のことをそこから始めてもいいこと、人生は長い長いマラソンであること、これらのメッセージが、学生のみなさんが社会人になった後に労働問題に直面したり、心身の限界を実感したりした際のほんの少しの救いになればと願っています。

学生のみなさんが実際に働き出した時に、「そういえばあの時の啓発授業で弁護士がこんなこと言っていたな」とふと思い出してもらえる、そんな記憶に残る啓発授業を目指して、今後も取り組んでいきたいと思っています。

【④神奈川】過労死防止啓発授業を経験して

弁護士(神奈川) 有野 優太



有野 優太 弁護士

私は、現在 5 年目の弁護士で、1 年目の頃から、過労死防止啓発授業に携わってきました。

これまで、神奈川県内の高校、大学、専門学校と色々な場所で授業をさせていただきましたが、学生さんの反応は、千差万別です。

例えば、高校生だとあまり働くことに対する実感が少なく質疑応答が出にくかったり、大学、特に 4 年生だと、自分の就職先やその業界における問題点等について、積極的に質問してくれたりするということがありました。

そのため、私は、授業を行う学校の種類ごとに授業で用いるスライドの内容を変え、それぞれの学生さんに興味関心を持ってもらえるような工

夫をしております。

1 つの工夫例を紹介すると、高校生や専門学校生向けの授業の際、ワークルールクイズで、短い事例を挙げて、違法か適法か手を挙げて答えてもらうというコーナーを設ける、ということをやっています。また、労働時間の記録方法について、実際にその場でスマホのグーグルマップを開いてもらうなど、学生さんにも授業に参加してもらうような取り組みを行っています。

一方で、どの学生さんの前でも、必ず話すようにしているのは、過労死ラインの説明です。

授業をはじめた当初は、漫然と「1 月 80 時間を超えると過労死の危険がある」と説明してしまっていたのですが、学生のみなさんには、あまりしっくり来ていないようでした。

そこで、80 時間の趣旨に立ち返り、「1 日 6 時間睡眠を続けていると過労死の危険がある」というように説明を加えることにしています。これにより、だれでも過労死、過労病にかかるリスクがあることを実感してもらえるように意識しています。

私は、たまたま弁護士のみで授業に行く機会が多いのですが、やはり、ご遺族のリアルなお話の、学生のみなさんへの影響力はとても高いと感じています。ご遺族のご負担であることは重々承知

しているのですが、今後も持続可能な方法で、ご遺族の話を学生さんに聞いてほしいなと思っています。

今では、幸い、私を指名して毎年レポートして

くれる学校も出ています。今後も、積極的に啓発授業に取り組み、一人でも多くの方に、ワークルール・過労死防止の術を身に着けていただけるよう頑張りたいと考えています。

【⑤神奈川】啓発授業を通して

弁護士(神奈川) 山本 有紀

2024 年 6 月、公文国際学園高等部(横浜市)にて、家族の会安部宏美さま・晋弘さまとともに、2 年生約 160 名への講堂での授業、3 年生政経クラス約 15 名への教室での授業を担当した。

授業内容については、2024 年 7 月 20 日付全国ニュース第 16 号での安部宏美さまのご寄稿に詳しいので、今回私は啓発授業を重ねる中で感じていることをここに記録したいと思う。

啓発授業に行くと、当然ながら「若い人」がたくさんいる。私の目には「若い人」がみんなきらきら光って見える。この人たちの人生が曇ることのないように、いや、全く曇りの日のない人生なんてないにしても、できるだけ明るいこと楽しいことが多い人生であるように、と一瞬すれ違うだけの立場だからこそ勝手にそう願う。

啓発授業は限られた時間の中だから、全部を伝えることは当然できない。

そこで、実際に働き始めたとき、会社の対応、職場の環境に対して、あれ？自分は正しく扱われているかな？という疑問を持てるきっかけになるよう、どうすれば記憶に残るか常々考えながら授業をしている。一つの工夫として、私自身印象的だった具体的なエピソードを織り交ぜるなどしている。

しかし実際に記憶に残るのは私の話ではなく家族の会の方のお話だろうと思う。

私自身、仕事に大きなやりがいを持っていること、そんな自分を家族が応援してくれていることを考えると、家族の会の方の気持ちをとて言いかたはできない。家族の会の方のお話を伺うことは、授業を受ける「若い人」にとって、そして労働弁護士である私にとってはいいことだと思う。私にとって啓発授業は、なぜ労働弁護士を一生懸命やるか？という問いを何度でも再確認する場である。しかし、授業を受けて知識を得る「若い人」も私も、その失われた「若い人」から受け取るばかりで、もしその人自身が今も元気で生活できていたなら、どんな未来を得ていただろうかと思うと本当に心が辛くなる。家族の会の方の、大切な「若い人」が仕事によって失われたことの取り返しのつかなさを思わずにはいられない。

啓発授業が始まるまでの歴史に思いを馳せる。この取組みが、アンテナを張っていた先生の目に留まった企画、ではなく、あらゆる学校であらゆる「若い人」に対して実施されるようになってほしいと思う。進学の際に授業を受ける機会があればなおいい。

啓発授業に来た弁護士が、もうこれはかなり昔のことなんですけどね、と話し始められるような社会になってほしいと思う。期待するのではなく、私はそれを希求する。

【⑥山梨】「(啓発授業)働くことについて考える授業」の報告

働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 事務局長 深澤 佳人

働くもののいのちと健康を守る山梨県センター(いの健山梨センター)では、「労働トラブルから自分を守るにはどうすればいいの？」と呼びかけている厚生労働省の「働くことについて考える授業」で、山梨県内の学校等への講師派遣に協力しています。

これまで、山梨県立増穂商業高等学校や青洲高等学校(旧市川高等学校)、私立甲斐清和(せいかわ)高等学校、山梨県立農林大学校などで行ってきました。

今年度は、2024 年 10 月 3 日、前年の春に高校野球の甲子園大会で優勝した山梨学院高等学校

で行われました。2 年生と 3 年生の生徒 120 名の前で、50 分 2 コマ（100 分）で行われました。公民科・進路指導としてのカリキュラム内でした。

最初にこの事業の趣旨説明と山梨県内の事例報告をしました。続いて、山梨の健センター副理事長の弁護士・小笠原忠彦氏から裁判例や政策的な側面を、同センターの理事で、特定社会保険労務士・富永弘徳氏から労働者（バイト学生）の自己を守る方法などを講話していただきました。

小笠原先生からは「法律は国会で決まり、国会議員を選ぶのは国民、無関心でいられても無関係と言うわけにはいかないことがよく起きます。ぜひ選挙にも関心を持ってください。」などとありました。富永先生からは「働く人も経営者もワークルールを知っていることは、至極重要なことです。自分を守るためにも有意義な人生を送るためにも、これを機会に学んでください。」とありました。



授業の様子

山梨県では、「甲府市役所職員過労自死裁判」の判決が、その月内に予定されていることもあり、関心が高まっていました。「今後、過労死のような悲しい出来事が起こらないようにしたい。」などの声が高校生から聞かれました。高校の先生からも、この身近に起きてしまった事件に合わせて、「勤務時間」のことを講師に質問されていました。

山梨県内では、学校の先生方に「働き方改革」が模索され、進められています。その一つに「書類の山、解消」があります。行政の通達分は別ですが、本事業も含め、学校の授業などに関わって、紙ベースではなくて、各学校へデータで送るようにしているそうです。教育委員会とか教育事務所とかにチラシなど学校数分を送っても学校に届けられない場合が起きています。

山梨センターでは、2024 年より、各学校の公式メールアドレスを運営会社に照会し、データとして送っていただいています。紙ベースのチラシなどは、担当の先生方が集まる場所等に赴いて渡したり、甲府市内の学校には直接、届けたりしています。いろいろ工夫して、この事業の周知を図っていきたいと思います。

【⑦兵庫】啓発授業のご報告

兵庫過労死を考える家族の会 堀切 文音

私は 7 歳の時に父を過労死で失いました。母は幼少の私に父がいなくなった理由を話すのは酷だと、死亡理由は交通事故だと知らされていました。

成長する中で、父が過労死した旨を知り、「私が助けてあげられたかもしれないのに、何もしてあげられなかった」と後悔の念が年々募り、大学では過労死についての研究を、卒業後は人材紹介の企業に勤め、辛い状況で働いている人に手を差し伸べる仕事をしてきました。



講演する堀切さん

ですが、どうしても企業の中にいると、利益を出すことが先決なので、父のように鬱で苦しんでいる方は、人材紹介登録すらできないなど、助けたいのに助けられない現実にもどかしさを感じ、今回勇気を出し、実名にて過労死防止の活動を始めることにしました。

2024 年 11 月 29 日に宝塚高校で初めて講演をする機会を頂戴しました。私が伝えたかったのは、「判断できる人間であれ」というメッセージです。

父は会社のプレッシャーや責任感に押しつぶされ鬱になりました。どんどん追い込まれ休職・転職という判断ができず「今、命を絶てばこの生き地獄から抜け出せる。」と死を選びました。鬱になってからでは遅いのです。そうなる前に「今が危険だ」と判断できるよう労働者としての知識をつけておいてほしい、という思いを込めてお話ししました。

講演中は 5 時間目だったこともあり、ウトウトされる生徒さんもおられました。高校卒業後、ほとんどの生徒さんは大学進学をされるとのことだったので、具体的なイメージを持ってもらうことが難しかったかなと思います。ですが、難しい話にも関わらず一生懸命聞いてくれた生徒さん

の姿勢を見られたこと、同行の與語先生に「将来 1 人でもこの話を覚えてくれていたら我々の活動の意味はある」との言葉をいただいたこと、後ろで傾聴くださった職員の方が、「自分の働き方を見直さないと危険だ」と声をかけてくださり、少しでも行動を起こすきっかけになれたことに感動しました。

今回の講演を通じて、過労死防止のためには、学生さんはもちろん、すでに働いている社会人にも届けることが必要かと思えます。

正直、母が長年伏せていた父の死にまつわる事実を掘り起こし、原稿を書き話すのは心身ともに来るものがありますが、過労死を防ぐ一助となるのであれば、お力になればと思います。

「何も父にできなかった」と後悔しながら生きてきましたが、「お父さんのために私めっちゃ頑張ってるけど！さすがに褒めてくれよ」と誇らしい気持ちで仏壇に手を合わせる事ができました。30 歳にしてようやく父への親孝行が一つ完遂です。講演の機会をくださった関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。これからも過労死ゼロを目指して、皆さんと共に、父と共に歩んでいきたいと思えます。

【⑧兵庫】ここ数年の過労死等防止啓発授業の経験から・・・

弁護士(兵庫) 坂本 知可

ここ数年は、看護師を養成する専門学校に、過労死等防止啓発授業に行くことが増えています。看護専門学校での授業の際には、20 代の看護師が過労によりくも膜下出血を発症して亡くなられた事件の裁判例を紹介しています。裁判例の紹介は、看護師の労働現場で起こっていることがリアルに伝わるため、学生の皆さんは真剣に聞いてくださいます。また、看護師は、業務の性質上、脳・心臓疾患以上に精神障害発症のリスクの方が高いため、うつ病に罹患した方がどのような過程を辿り自死に至るのかということが極めてリアルに表現されている、汐街コナさんの漫画の引用を見られています（これは先輩弁護士のされている授業の真似ですが。）。さらに、公益社団法人日本看護協会が発行している「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」等も紹介しながら、非常にやりがいのあるものの、負荷の大きな看護師という仕事をする上で、各種法律を活用しながら、ワークライフバランスを保って勤務するという

点がいかに重要であるかということをお伝えしています（これも先輩弁護士から受け継いだことですが。）。

看護専門学校の先生方の多くは、学生が、就職した時に、過労で命を落としたり、病気になったりすることについて不安に感じ、過労死等防止啓発授業を企画してくださっています。ただ、ある看護専門学校の先生が過労死等防止啓発授業の打ち合わせの際におっしゃっていた一言が気になりました。その先生は、「学生に権利ばかりを教えてしまうと、サボる方向に行ってしまうこともある。」とポロッとおっしゃっていました。その言葉を聞き、私は、「サボって元気でいられるのであれば、病気になったり、亡くなるよりいい。次元が違う。」と思いました。憲法の授業をしても思うことですが、「権利」を「わがまま」と同様に捉えてしまう傾向は、意外にも、様々な場所で存在しているのだと思います。「そうではない！」ということをお、先生方にも伝わる形で、上手く伝え

ていきたいなあと考えを巡らせています。

なお、過労死等防止対策推進兵庫センターでは、2024 年、過労死等防止対策推進法制定・施行から 10 年の節目の年であることから、神戸市長との面談を実施しました。面談においては、とりわけ、自治体として、若者に対する啓発にご協力いただきたい旨を伝え、神戸市長からは前向きなお返事

をいただくことができました。後日、面談を踏まえて、兵庫センターのメンバーが、神戸市立の学校の校長会に出席し、過労死等防止啓発授業の宣伝をさせていただく機会をいただくことができました。これを機に、より多くの学校において、過労死等防止啓発授業を実施していただくことに繋がれば・・・と期待をしています。

【⑨福岡】過労死防止啓発授業のご報告

弁護士(福岡) 星野 圭

1 福岡における啓発授業の実施状況

福岡では、現在、2 つの学校が啓発授業を定例化してくれています。年によっては新規に 1~2 校の学校が加わる場合があります。

定例化している学校は、医療系の専門学校と芸能関係の専修学校です。主に就職予定の 3 年生を対象に行われおり、10 数名のクラスから 50 名程度のクラスまであります。医療系の専門学校の場合、医療機関の事務やソーシャルワーカーに就職予定の生徒が多く、芸能関係の専修学校の場合、メディア関係の制作会社のスタッフ等に就職する生徒や芸能関係を目指す生徒が多いようです。いずれもいわゆる「やりがい搾取」のおそれがある業界のため、生徒たちにとっても有用な授業になっていると思います。

授業の時間は全体で 60 分~90 分で、学校側の指定によります。

講師は、遺族 1 名、弁護士 1 名がペアになって担当しています。授業の構成は、弁護士が主としてワークルールや過労死一般に関する講義を行い、遺族が経験談を話すという内容ですが、レジュメは各人がそれぞれ独自に用意しており、担当者によって若干内容が異なります。

2 啓発授業の感想

私も、例年上記 2 つの学校の啓発授業を担当しています。

私のパートでは、ワークルール（就職前、就職後、退職の場面）の簡単な解説とワークルールに関する YES/NO クイズを数問用意し、最後に、マークんの「命こそ宝」を紹介して、遺族の話につながります。

就職予定の生徒が多いため、自分に直接かかわることとしてワークルールや過労死に関する関心が強く、熱心に聞いてくれる生徒が多いと感じています。マークんの「命こそ宝」の一部を読み上げると、涙をぬぐう生徒さんもいます。

私の担当した授業では、これまで 18 歳前後の生徒さんたちが多かったです。過労死のことは考えたこともなかったという生徒が多いだろうと思いますが、真剣に聞いてくれる姿を見て講師の側もやりがいを感じます。啓発授業の効果が実感できるようになるまではまだ時間がかかると思いますが、長く続けることに意味がある取り組みであると実感しています。

福岡では、講師の担い手不足という課題がありますが、少しずつ新規の学校を開拓するとともに、講師の担い手についても広げていきたいと思えます。

編集後記

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

2024 年は、過労死等防止対策推進法の成立から 10 年という節目の年でしたが、原稿を通して、全国的に活発な活動が行われ、取組みが広がったことが実感できました。啓発授業のご報告については、構成や内容、表現の工夫等をご紹介いただき、大変参考になりました。啓発授業を担当されている方のヒントになればと思います。

2025 年も、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士(大阪) 清水 亮宏